

## 【施設基準】

2026年6月時点

- ・療養病棟入院基本料 1  
(注 11 に規定する経腸栄養管理加算,  
注 13 に規定する看護補助体制充実加算 3)
- ・療養病棟療養環境加算 1
- ・機能強化加算
- ・地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料 1  
(注 5 に規定する看護補助体制充実加算 3)
- ・短期滞在手術等基本料 1
- ・入院時食事療養／生活療養 ( I )
- ・医療安全対策加算 2
- ・感染対策向上加算 3
- ・入退院支援加算 1
- ・認知症ケア加算 1
- ・二次性骨折予防継続管理料 2 ・ 3
- ・口腔管理連携加算
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・人工腎臓
- ・導入期加算 1

- ・腎代替療法診療体制充実加算
- ・データ提出加算
- ・診療録管理体制加算 2
- ・医療機器安全管理料 1
- ・薬剤管理指導料
- ・病棟薬剤業務実施加算 2
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・慢性腎臓病透析予防指導管理料
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん治療連携指導料
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する  
持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ・検体検査管理加算（Ⅰ）
- ・CT 撮影及び MRI 撮影  
(16 列以上 64 列未満のマルチスライス CT)  
(1.5 テスラ以上 3 テスラ未満 MRI)
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）

- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・在宅がん医学総合管理料
- ・別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の（2）に規定する在宅療養支援病院
- ・往診料の注 9 に規定する介護保険施設等連携往診加算
- ・協力対象施設入所者入院加算
- ・コンタクトレンズ検査料 1
- ・神経学的検査
- ・遺伝学的検査
- ・療養,就労両立支援指導料の注 3 に規定する相談支援加算
- ・患者サポート体制充実加算
- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・初診料の注 16 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算 3  
並びに再診料（医科）の注 19 及び外来診療料の注 10 に規定する  
電子的診療情報連携体制整備加算
- ・「A 2 0 7 - 5」電子的診療情報連携体制整備加算 2
- ・外来,在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・入院ベースアップ評価料 88